

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

◎児童扶養手当

離婚などで父または母と生計をともにしていない児童や父または母に障がいがある児童を支援する制度です。児童が18歳になる年の年度末まで（児童に障がいがある場合は20歳になる月まで）、父または母、養育者に支給される手当です。（ただし、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。）

支給額（平成29年4月分より）

	支給月額（所得による）	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	42,290円	9,990円	5,990円
一部支給	42,280円 ～9,980円	9,980円 ～5,000円	5,980円 ～3,000円

◆手当を受ける資格がなくなる主な場合（該当する場合は速やかに届け出をしてください。）

- ・婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻状態にある場合を含む）したとき
- ・対象児童を養育しなくなったとき
- ・対象児童が施設に入所することになったとき

◎特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。

支給額（平成29年4月分より）

等級	支給月額（障がいの程度による）
1級	51,450円
2級	34,270円

◆手当を受ける資格がなくなる主な場合（該当する場合は速やかに届け出をしてください。）

- ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ・対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- ・対象児童が障がいを事由とする公的年金を受けるようになったとき
- ・対象児童を監護あるいは養育しなくなったとき

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113

お忘れなく 労働保険の年度更新手続は 6月1日（木）から7月10日（月）までに！

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することになっています。

平成29年度の申告・納付期間は、6月1日（木）から7月10日（月）までです。お早めに手続きをお願いします。

詳細につきましては、各事業場に送付される年度更新資料、秋田労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】 秋田労働局労働保険徴収室 ☎018-883-4267
能代労働基準監督署 ☎53-6151